

補助金等に係る外部評価の実施について

令和 6 年 7 月 4 日
企画部企画課行政改革係

趣 旨

佐久市では、行政の活動と成果を出来るだけ客観的な数値で表すことによって、その目的や手段などが適切であるか、効率的に行われているかを評価し、その結果を次年度以降の行政運営に反映させていくため、平成 22 年度から行政評価を実施しています。

この一環として、行政評価の客観性及び透明性を確保するとともに、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、市民の視点による外部評価を実施しており、令和 3 年度からは、補助金等について外部評価を実施しています。

なお、補助金等の外部評価については、第四次佐久市行政改革大綱の取り組み期間である令和 8 年度までに、対象となる全ての補助金等について実施する予定です。

実施要領

1 外部評価対象補助金等の選定方法

- 外部評価の対象となる補助金等は、この中から、以下のものを除いた上で選定します。
- なお、対象補助金等の選定にあたっては、当該年度に終期を迎えるものを優先するとともに、評価に伴う負担を平準化するため、評価対象補助金等が同一年度内で同じ課に集中することがないように調整します。
- 【外部評価の対象としない補助金等】
- (1) 国県等連携補助金（上乗せなし）や義務的補助金等、市に裁量の余地がない補助金等（上乗せ等、市独自で取り組む余地があるものについては対象とする）
 - (2) 公益上必要となる施設の整備や災害復旧等に対して交付する補助金等
 - (3) 令和 5 年度までに廃止・中止・完了が決定している補助金等
 - (4) 実施期間が制度開始から 3 年未満の補助金等（令和 6 年度新規補助金等は、令和 8 年度以降の外部評価対象となる）
 - (5) 過去に外部評価の対象となった補助金等（令和 3～5 年度は、51 補助金等について外部評価を実施）

※ただし、(1)～(5)に該当する補助金等であっても、『外部評価が必要』と判断した補助金等は、評価の対象とすることができる。なお、外部評価の対象としない補助金等についても、補助金等評価シートによる内部評価は実施します。

【参考】補助金等の分類

(1) 市単独補助金：市が、市の予算の範囲内で交付する補助金で、以下に掲げるもの

区 分		内 容
種 別		
施策推進型補助金		市の施策を実現するため、市自ら補助金の交付をもって積極的に関わる必要があると認める事項に対し交付するもの
事業費補助金		特定の事業を奨励し、又は誘導することを目的に交付するもの
団体育成運営補助金		団体の育成、存続を目的に、当該団体の運営費に対し交付するもの
サービス格差是正補助金		平等に享受すべき行政サービスを特定の理由により受けられない場合に、市民間の格差を是正することを目的に交付するもの
利子補給金		市民等の借入金に係る利子の補給を目的に交付するもの
市民提案型協働事業補助金		市民協働の推進及び市民の市政参加を目的に、公募により提案された、市民団体が企画、立案、実施等を行う公共的サービス事業に対し交付するもの

- (2) 国県等連係補助金：補助金の交付が、国県等の補助の対象となるもの又は併せて行うもの
- (3) 義務的補助金：法令等により、補助金の交付が義務付けられているもの

2 スケジュール

日程	佐久市	行政改革推進委員会
7月4日（木）	行政改革推進本部会議 ・対象補助金等の決定	
7月19日（金）	第1回行政改革推進委員会開催 ・評価方法等について説明 ・所管課から補助金の説明 ・意見交換シートの配布	・説明に対する質疑応答
7月末		・意見交換シートの提出
8月下旬	第2、3回行政改革推進委員会開催 ・所管課から意見に対する回答	・委員会としての評価を決定
10月下旬まで	委員会の評価結果を受け、市の対応方針を決定	
11月中旬	第4回行政改革推進委員会開催 ・市の対応方針を報告	
11月中旬以降	評価シートをホームページで公表	

3 その他

- (1) 各部局において、外部評価の結果を受けて、市としての対応方針を決定した上で、この方針に基づき、各種手続きを進めます。
- (2) 各部局において、外部評価を実施した補助金等について終期の設定を行います。
- (3) 企画課において、外部評価の対象補助金を含めた全ての「補助金等評価シート」を市ホームページで公表します。